

ドラグ・ショベルが転倒し、運転手のはさまれて死亡

この災害は、残土埋立て工事現場において、ドラグ・ショベルを運転中に発生したものである。

災害発生当日、作業員 A と B（被災者）の 2 名は、事務所で作業内容と注意事項の指示を受けた後、ダンプトラックに残土を積込み、残土埋立ての作業現場まで運搬し、ドラグ・ショベル 2 台で、作業現場の指定された場所に残土を移動させる作業を行っていた。その後、A は残土の移動作業を終了し、



ドラグ・ショベルのエンジンを切って停止させ「そろそろ終わろうか」と B に声を掛けたとき、B はドラグ・ショベルのバケットをあげたままの状態に残土を盛っている斜面（傾斜角 18 度）からドラグ・ショベルを運転して下降しようとしていた。

その直後、B のドラグ・ショベルのバランスが崩れて傾き、B は運転席から前方に放り出され、転倒してきたドラグ・ショベルのヘッドガートの支柱と地面との間にはさまれ、被災した。

なお、B は今回初めてこの作業に従事することとなったが、ドラグ・ショベルの運転に必要な資格（車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）は持っていなかった。

この事業場では、残土埋立て作業について事前に作業計画を作成しておらず、具体的な安全対策についての安全衛生教育も行われていなかった。

また、ドラグ・ショベルを使用する作業について、現場責任者による管理監督も行われていなかった。

この災害の原因として、次のようなことが考えられる。

- 1 ドラグ・ショベルを運転するために必要な技能講習を修了していない者に運転させたこと
- 2 ドラグ・ショベルのバケットを高くあげたまま下降運転をしたこと
- 3 事前に作業計画を作成しておらず、具体的な安全対策についての安全衛生教育が行われていなかったこと
- 4 この事業場では、ドラグ・ショベルを使用する作業について、現場責任者による管理監督が行われていなかったこと

同種災害防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 ドラグ・ショベルを使用して作業を行わせる場合には、就業制限に係る有資格者であることを確認して作業を行わせること
ドラグ・ショベル（機体重量 3 トン以上）を使って作業を行うためには、技能講習資格の中でも車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習修了証が必要である。
- 2 ドラグ・ショベルの基本操作と安全な運転操作を作業者に習熟させること
ドラグ・ショベルの ブームやバケットをあげたまま、斜面を下降させることなどの危険な運転操作を行わないよう、基本操作と安全な運転操作方法について教育を徹底する。
- 3 ドラグ・ショベルを使用して作業を行わせる場合には、あらかじめ現場の状況を調査し、それに基づいた作業計画を作成するとともに、これに基づいて具体的な安全対策についての安全衛生教育を行うこと
- 4 現場責任者に対し、現場において作業計画に基づいた適切な作業指示を行わせる等、現場の管理監督を徹底すること